

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 198 「投資損失引当金の計上について」

投資損失引当金とは、市場価格のない子会社株式等に対する投資に係る損失に備えるために計上する引当金をいいます。

投資損失引当金は、金融商品に係る会計基準による非上場子会社等に対する投資に係る減損処理が適用となる以前から計上が認められており、会計実務慣行として定着していました。そのため、金融商品に係る会計基準適用後においてもその計上を認めるべきであるとする実務上の要請から、引続き投資損失引当金の計上が認められることとなりました。

次のいずれかの場合に該当するときには、投資損失引当金を計上することができます。なお、「金融商品に係る会計基準」等により減損処理の対象となる子会社株式等については、投資損失引当金による会計処理は認められないことに留意が必要です。

1) 子会社株式等の実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下したときに、健全性の観点から、これに対応して引当金を計上する場合

ただし、この場合には、実質価額の回復可能性が客観的に確実であるにもかかわらず引当金を計上する等、過度に保守的な会計処理とならないように留意する必要があります。

2) 子会社株式等の実質価額が著しく低下したものの、会社はその回復可能性が見込めると判断して減損処理を行わなかったが、回復可能性の判断はあくまでも将来の予測に基づいて行われるものであり、その回復可能性の判断を万全に行うことは実務上困難なときがあることに鑑み、健全性の観点から、このリスクに備えて引当金を計上する場合

例えば、回復可能性の判断の根拠となる再建計画等が外部の要因に依存する度合いが高い場合等が挙げられます。